

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表（二）を適用

※東葛中部地区総合開発事務組合職員給与条例により準用する柏市職員給与条例による

イ 技能労務職員に関する特殊勤務手当

- ・特殊自動車乗務手当（技術員）：日額250円
- ・業務手当（業務員）：日額100円

ウ 昇給基準

- ・毎年7月1日に、1年間における勤務成績に応じ4号給を標準として昇給
- ・高齢職員の昇給抑制

57歳以上の職員は2号昇給に抑制（通常4号昇給の半分に抑制。平成20年～23年度にかけて段階的に実施）

※東葛中部地区総合開発事務組合職員昇給，昇格等規則により準用する柏市職員昇給，昇格等規則による

3 基本的な考え方

- (1) 再任用職員の活用や民間委託の実施により，退職者不補充を継続する。
(参考：技能労務職の直近の採用は平成8年7月)
- (2) 特殊勤務手当については，関係市との均衡を失しないよう，引き続き見直しを検討していく。

4 近年の具体的な取組内容

- (1) 特殊勤務手当の支給対象及び支給額の見直し（平成19年1月）
- (2) 給食調理業務の民間委託の実施（平成19年4月）
- (3) 給与構造改革による，①給料表の見直し，②職務給の再編，③高齢職員の昇給抑制，
④退職手当制度の見直し（平成19年4月）

※①～③は給与条例等を準用している柏市の給与制度等の改正によるもの。④は退職手当制度の共同処理事務を行なっている千葉縣市町村職員組合の退職手当条例の改正によるもの。